平成２４年（フ）第２５９号
東京都江東区清澄２丁目10―11
債務者　真鍋　洋司
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽4201番地
債務者　坂井　英子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第４０号
熊本県阿蘇市一の宮町中通293番地２
債務者　森本　孝子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第８２６号
静岡県榛原郡吉田町川尻26番地の１　レオパレスフロイデ101号室、住民票上の住所静岡県島田市中河500番地の１　ローゼンバーム202号室
債務者　菅原　　大
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１３６５５号
神奈川県横浜市都筑区川和町131番地４
破産者　有限会社アドバンス
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７１２号
東京都千代田区九段北１丁目10番２号
破産者　株式会社レフコ
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７６９号
東京都立川市富士見町１丁目11番３号
破産者　株式会社アイキョウ
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７７０号
東京都立川市富士見町１丁目11―３
破産者　田沼　康博
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８１３号
東京都武蔵野市吉祥寺南町２丁目３番15号
バローレ吉祥寺Ⅰ―603号
破産者　株式会社鈴正
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８１４号
東京都武蔵野市吉祥寺南町２丁目３番15号
バローレ吉祥寺Ⅰ―603号
破産者　株式会社プロミスランド
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８１５号
東京都小平市学園東町448―２―401
破産者　鈴木聡一郎
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８２２号
東京都葛飾区堀切１丁目５番15号
破産者　有限会社ワキタ
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８２３号
東京都葛飾区堀切１丁目５―15
破産者　脇田　榮一
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９４２号
東京都杉並区井草５丁目19番６号
破産者　有限会社佐藤総業
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９４３号
東京都練馬区関町北１―22―16―202、住民票上の住所東京都杉並区井草５丁目19―６　ダッド上井草４Ｆ
破産者　佐藤　　浩
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９８５号
東京都武蔵村山市中藤１丁目41番地の９
破産者　有限会社綿谷工務店
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９８６号
東京都武蔵村山市中藤１丁目41番地の９
破産者　綿谷　　覚
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９８７号
東京都武蔵村山市中藤１丁目41番地の９
破産者　綿谷　優子
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９８９号
東京都多摩市貝取1757番地の１
破産者　プレスオフィスエム株式会社
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９９０号
東京都多摩市貝取1757―１―304
破産者　津川　正弘
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０１１号
東京都稲城市東長沼3106番地の３オークプラザ６Ｂ
破産者　株式会社住之江土木
1　決定年月日　平成24年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部